

重要事項を説明しました。

〔事業者〕	住 所	滋賀県甲賀市甲賀町大久保507番地2
	事業者名	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 甲賀市甲賀地域包括支援センター
	説明者	印

重要事項についての説明を受けました。

〔本人〕	住 所 氏 名	滋賀県甲賀市甲賀町	印
	上記代理人 住 所 氏 名		印

- 1

法人概要

名 称

社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会

所在地

滋賀県甲賀市水口町水口5609番地

代表者

会長 林 善彦
- 2

事業所の概要

事業所名

甲賀市甲賀地域包括支援センター

所在地

甲賀市甲賀町大久保507番地2

提供サービス

介護予防支援

介護保険事業所番号

2501400085号

管理者

植田 裕一

連絡先

TEL 0748-88-8136

FAX 0748-88-6557

サービスの提供地域

甲賀市甲賀町
- 3

事業所の職員体制等 (令和6年7月1日現在)

管理者

1名

職員及び業務の管理を行います。

保健師または看護師

1名以上

介護支援専門員

1名以上

社会福祉士

1名以上

介護予防ケアマネジメント業務を行います。
- 4

営業日及び営業時間

営業日

月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までは除きます。

営業時間

8:30～17:15

営業日、営業時間以外の連絡先

080-2456-3918
- 5

事業の目的および運営方針

事業の目的

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが総合的、効率的に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう介護保険施設、医療機関、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域によるさまざまな取組等連携を行うことを目的とします。

運営の方針

①

利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を送れるように支援します。

②

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。

③

利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者等に偏ることのないよう公正中立に行います。

④

事業の運営にあたっては、甲賀市、介護保険施設、医療機関、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- 6

サービス内容

①

居宅介護予防サービス・支援計画書の作成と各サービス提供事業者との調整

利用者ととともに必要な援助を考え、サービス担当者会議等を行い、介護予防サービス・

- 支援計画書を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整をします。
- ② サービスの実施状況や課題の把握、評価
- 3ヶ月に1回以上、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援担当者が利用者のお宅を訪問し、サービスの内容が適切か等について話し合います。
- 1ヶ月に1回以上、利用者との面接、または面接ができない場合は、電話等により連絡をします。
- ③ 給付管理
- 介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。
- ④ 要支援認定等の協力、援助
- 利用者が要支援認定等の変更や、更新認定を受けるについて必要な援助を行います。
- ⑤ 利用者からの相談の対応
- 介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。
- 7 秘密保持・個人情報の保護
- 当事業所がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議等の利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意書に署名捺印をいただきます。
- 8 サービス利用料及び利用者負担
- 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援利用料は、介護予防サービス提供開始後1ヶ月あたり4,605円です。新規に介護予防サービス・支援計画書を作成する場合は、初回月は3,126円が加算されます。ただし、介護保険が適用される場合は料金を支払っていただく必要はありません。(全額、介護保険により負担されます。)
- なお、保険料の滞納等があった場合には、料金をいただきます。その場合は一旦、1ヶ月あたり4,605円の料金をいただき(ただし、初回月は3,126円を加算した額)、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援提供証明書を発行いたします。介護予防ケアマネジメント・介護予防支援提供証明書を後日、市の窓口に提出することにより、払い戻しを受けられる場合があります。
- 9 ハラスメント対策
- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します
- ② 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- 10 解約
- 利用者は当事業所に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院等、やむをえない場合はこの限りではありません。
- 11 契約の終了
- 次の場合には、自動的に契約は終了します。
- ① 利用者が要介護認定等により介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の対象者でなくなった場合
- ② 利用者がお亡くなりになった場合
- ③ 利用者が介護保険法の適用除外者に該当した場合
- ④ 利用者が転出し、甲賀市の被保険者でなくなった場合
- 12 事故発生時の対応方法について
- 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、家族、甲賀市に連絡を行うと

ともに、必要な措置を講じます。

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

- 13 業務継続計画の策定等について
- 感染症や災害が発生した場合においても、必要なサービス提供が継続して行えるよう、業務継続計画を策定し、的確な行動がとれるように、定期的な研修、訓練を行います。
- 14 衛生管理等について
- 感染症の予防に努めるとともに、感染症が発生した場合でも、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、感染症対策指針に基づき適切な措置を講じます。
- ① 感染対策委員会を定期的開催するとともに、職員に対して定期的に研修を実施します。
- ② 職員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- 15 人権の擁護・虐待の防止
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止指針に基づき必要な対策を講じます。また、身体拘束の防止にも同時に取り組みます。
- ① 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、職員に対して定期的に研修を実施します。
- ② 虐待防止に関する措置を適切に実施するため、下記のものを担当者として選任しています。

虐待防止担当者 所長 植田 裕一

下記の指針は、甲賀市社会福祉協議会ホームページで閲覧できます
ハラスメント対応方針、感染症対策指針、虐待防止指針
閲覧 QR コード



- 16 相談・苦情窓口
- ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。
- 甲賀市甲賀地域包括支援センター 苦情相談担当者 所長 植田 裕一
TEL 0748-88-8136 FAX 0748-88-6557
甲賀市社会福祉協議会在宅生活支援部
TEL 0748-62-8137 FAX 0748-63-7681
甲賀市社会福祉協議会第三者委員
樫尾 重虎 (0748-86-5395)
黒田 隆 (0748-86-1020)
小松 多喜子 (0748-62-9652)
宇田 ルリ子 (0748-83-0767)

甲賀市健康福祉部長寿福祉課
甲賀市水口町水口6053 TEL 0748-69-2165

上記以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課
大津市中央4丁目5-9 TEL 077-522-0065
滋賀県運営適正化委員会(あんしん・なっとく委員会)
草津市笠山7丁目-8-137 (県立長寿社会福祉センター内)
TEL 077-567-4107